

宇都宮市地域自治会議規則

平成 19 年 3 月 5 日

宇都宮市規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宇都宮市地域自治会議条例（平成 19 年条例第 13 号）第 5 条の規定に基づき、宇都宮市地域自治会議（以下「自治会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 自治会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、自治会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 自治会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 自治会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 自治会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係人の出席)

第 4 条 自治会議は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 自治会議の庶務は、自治会議ごとに、所管区域の地域自治センター地域経営課において処理する。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、自治会議の組織及び運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 3 月 31 日から施行する。